

○筑前町水道事業給水条例施行規則

平成17年4月1日規則第106号

改正

平成26年2月26日規則第1号

平成28年3月15日規則第9号

平成29年9月29日規則第20号

令和6年8月27日規則第16号

筑前町水道事業給水条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、筑前町水道事業給水条例（平成17年筑前町条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水方式)

第2条 給水方式は、配水管の水圧で直接に給水するものとする。ただし、配水管の水圧が不足する箇所、一時に多量の水を使用する箇所及び町長が特に必要と認める箇所については、貯水槽式給水とする。

(共用給水装置の設置)

第3条 条例第4条第2号の規定による共用給水装置は、次に掲げる施設に設置する。

- (1) 天地地変又は火災による被災者を収容する集合住宅
- (2) その他町長が特に必要があると認めた施設

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 条例第6条第1項の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事の申込みは、給水装置（新設・改造・撤去・修繕）工事申込書（様式第1号）によってしなければならない。

(止水栓等の操作禁止)

第5条 条例第7条第2項に規定する止水栓及び仕切弁は、町長の許可を得ないで操作してはならない。

(工事費用の算出方法)

第6条 条例11条第3項に規定する費用の算出方法は、次に掲げるところによる。

- (1) 材料費、運搬費、労力費等 国土交通省及び県が定める設計歩掛、単価によること。
- (2) 道路復旧費 道路管理者の定める復旧方法による施工に要した費用とすること。

2 特別な給水装置工事で、前項に規定する算出方法によることが適当でないと町長が認めた場合は、その都度町長が定めるものとする。

(工事費用等の納入)

第7条 条例第7条第1項に規定する工事に要する費用、条例第8条に規定する加入金及び条例第31条に規定する手数料は、町長が指定する期日までに納入しなければ

ならない。

(給水契約の申込み)

第8条 条例第14条に規定する申込みは、給水契約申込書（様式第2号）によってしなければならない。

(メーターの設置基準)

第9条 条例第17条第2項の規定による町の水道メーター（以下「メーター」という。）の設置位置は、給水装置の設置されている宅地内で家屋外を原則とする。

2 メーターは、1世帯又は1事業所ごとに1個とし、給水装置に2個以上のメーターを直列に設置してはならない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(給水装置の保護施設の管理)

第10条 条例第18条第2項及び条例第21条第1項の規定による管理上の責任は、給水装置の保護施設も含むものとする。

(定例日)

第11条 条例第25条における定例日は、原則として2月ごとの月の1日から10日までとする。

(使用水量の認定)

第12条 条例第26条の規定による使用水量の認定は、前4月の使用水量及びその他の事情を考慮して行う。

(共用給水装置の料金の算定)

第13条 条例第27条第4項に規定する共用給水装置の料金の算定は、各世帯の給水管の口径をメーター口径とみなし、各世帯均等に使用したものとして、各世帯の料金を算定することができる。ただし、町長が必要と認めたときは、各世帯に使用水量を認定し料金を算定することができる。

(共用給水装置使用の特例)

第14条 町長が天地地変又は公衆衛生上必要があると認めるときは、共用給水装置を臨時に使用させることができる。

(料金の徴収方法)

第15条 条例第29条の規定による料金の徴収で、料金を2月ごとに徴収する場合は、納期を毎年度6期に分け、町長が定める徴収期間の末日までに納入通知書（口座振替を含む。）によって行う。

2 毎月徴収の場合は、納入通知書の発行日の属する月の末日までに、随時徴収の場合は、その都度徴収する。

(料金等の減免)

第16条 条例第32条の規定により、次の各号のいずれかに該当するもののうち町長が認めたものに対しては、減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) その他町長が公益上特別の理由があると認めたもの

(給水装置を検査する者の証明書)

第17条 条例第33条第1項の規定により給水装置の検査を行う職員が携帯する証明書は、様式第3号による。

(共同住宅の各戸徴収)

第18条 町長は、共同住宅で貯水槽以下の装置が次に定める要件に適合している場合は、各戸ごとに使用水量の計量(第2号に定めるメーターによる。)及び料金の徴収を行うことができる。

(1) 貯水槽以下の装置が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に準じていること。

(2) 地上3階以上の共同住宅であって、各戸に設置するメーターが、町長の指定する遠隔指示メーターであること。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(3) その他町長が必要と認める要件を満たしていること。

2 第1項の規定により各戸ごとの計量及び徴収を希望する者は、町長に貯水槽以下の各戸メーター検針・料金収納申請書(様式第4号)により申請しなければならない。

3 第1項の規定により計量し、徴収する場合の料金は、各居住者を1戸とみなし各戸ごとに専用給水装置の料金を適用する。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第19条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況による検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(様式)

第20条 条例に規定する様式は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 「臨時」給水契約申込書(様式第5号)

(2) 代理人届(様式第6号)

(3) 管理人選定届(様式第7号)

(4) 水道使用中止届(様式第8号)

(5) 水道再使用届(様式第9号)

(6) 給水装置所有者名義変更届(様式第10号)

(7) 給水装置使用者届(様式第11号)

(8) 水道使用廃止届(様式第12号)

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月26日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑前町水道事業給水条例施行規則は、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

受付番号 ー 号		給水装置（新設・改造・撤去・修繕）工事申込書					課長		課長補佐		係長		係		受付	
		年 月 日														
筑前町長 様		筑前町水道事業給水条例第6条の規定により、次のとおり申し込みます。 なお、裏面の注意事項を遵守します。また、工事竣工後は給水装置のうち、主水栓までの施設は、町に無償譲渡します。					記事		工事内容（一次側・二次側）				水 栓 番 号			
		(施主) 住 所														
		氏名又は名称 ㊞														
		電 話														
台帳番号（ ー ）							即 設 権 利 調 査 （水栓番号・メーター 番号・メーター口径等を 記入）									
工事場所 筑前町		番地					工事場所位置図（ゼンリンPー ー ー）									
家屋工事種別（新築・増築・改築・工事なし）																
受 付 日		施 工 承 認		工事用メーター		検査前メーター		竣 工 日								
水道メーター		配 水 管		分 水												
mm 個		管種 口径 mm		管種 口径 mm												
用途		給水方式		直圧・受水槽 方式		道路占用		道								
指 定 給 水 装 置 工 事 業 者				利害関係人の有無		有 ・ 無										
指定番号No. ㊞				井戸使用の有無		有 ・ 無										
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者				加 入 金												
免許交付番号 第号 ㊞																
工 事 負 担 金		手 数 料		加 入 金 算 定												
円		円														

(裏)

委 任 状 給水装置工事申込手続及び施工並びに加入金等の納付・還元に関する一切のことを委任いたします。 年 月 日 委任者 ㊞ 受任者 ㊞ (指定給水装置工事業者)	土地所有者承諾書 当該給水装置のため、私所有の土地を使用することを承認いたします。なお、本承諾書に関し、紛争が生じたときは、当事者間で一切解決いたします。 年 月 日 承諾者 住所 氏名 ㊞ 電話	家屋所有者承諾書 当該給水装置のため、私所有の家屋を使用することを承認いたします。なお、本承諾書に関し、紛争が生じたときは、当事者間で一切解決いたします。 年 月 日 承諾者 住所 氏名 ㊞ 電話	誓 約 書 当該給水装置は、水道メーター口径に対し水栓数が下記のとおり基準を超えており、今後水量不足、自然断水等が発生しても、筑前町長には一切不服申立て等はないことを誓約いたします。 なお、この誓約の内容及び趣旨については、権利移転時には当方が責任を持って継承いたします。 記 1 メーターの口径 町施行基準に定めるメーター口径 φ _____ mm 設置するメーター口径 φ _____ mm 2 水栓個数 _____ 個 (直圧給水方式・一般用のφ13mmメーターで、散水栓を含めて11栓まで。ただし、2階で浴槽等多量に水を使用する場合を除く。) 年 月 日 施主 氏名 ㊞
(注意事項) 1 給水装置の管理、修理等に要する費用は、設置者等の負担とする。 2 メーターは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が、善良な管理者の注意をもって保管すること。また、メーター及び止水栓は、清潔に保管し、かつ、装置の場所にはメーター取り替え、又は点検・修理の支障を生じる物件を堆積し、若しくは工作物を設けてはならない。 3 次に該当するものは、給水の停止又は過料を科することがある。 (1) 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に定める基準に適合していないとき又は基準に適合しなくなったとき。 (2) 第1止水栓以降の給水装置の緊急を要す修繕に応じないとき。 (3) 使用水量の計算又は給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。 (4) 水道料金を指定期間内に納入しないとき。 (5) 給水栓を汚染のおそれのある施設と連絡して使用したとき。 (6) 給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。 (7) その他水道の管理上不具合があるとき。 上記の注意事項を遵守します。 施主 氏名 ㊞		誓 約 書 配水管への取付口から止水栓までの工事を行います。工事完了後に給水管からの漏水又は閉塞による出水不良等が発生した場合の補修工事の施工及び費用については当方がすべて責任をもって対処し、筑前町には一切迷惑を掛けないことを誓約いたします。 また、住宅等建築の際は、必ず町の水道を使用いたします。 なお、今般取込みの給水管が将来不要となった場合には、撤去工事を行い、費用についても当方が負担いたします。 年 月 日 施主 氏名 ㊞	

様式第2号（第8条関係）

課 長	課長補佐	係 長	係

受 付 印

給 水 契 約 申 込 書

年 月 日

筑前町長 様

住 所.....
 使 用 者 ふりがな.....
 氏 名.....
 (電話.....)

住 所.....
 給 水 装 置 者 ふりがな.....
 所 有 者 氏 名.....
 (電話.....)

下記のとおり水道を使用したいので、承認下さるよう給水契約の申込みをします。

なお、給水装置のメーター及びメーターボックスは常時検針できるよう管理し、亡失若しくは
 き損したときは実費を、また検針できない状態になったときはその移設費を負担します。

記

給 水 装 置 の 所 在 地		筑前町 番地			
水 道 使 用 開 始 年 月 日		年 月 日			
水 栓 番 号	—	メーター 番 号		指定工事 業者名	
納 付 区 分	口 座 ・ 納 付	口 径	φ mm	用 途	一 般 ・ 共 用 工 場 ・ そ の 他
検 針 順 路	—	取 付 指 針		有 効 年 月	/
備 考					

第	号	年	月	日交付
水道検査員証		写真		
筑前町役場		職名		
町長	印	氏名		

この証明書を携帯する者は、水道法第17条及び筑前町水道事業給水条例第33条により立入検査をする職権を有する者です。	2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
水道法第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。	筑前町水道事業給水条例第33条第1項 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

様式第4号（第18条関係）

貯水槽以下の各戸メーター検針・料金収納申請書

年 月 日

筑前町長 様

申請者（設置所有者）

住 所

ふりがな
氏 名 ㊞

電 話 （ ）

筑前町水道事業給水条例施行規則第18条第2項の規定による貯水槽以下の各戸検針・料金収納について、下記条件を遵守することを証明するため、署名捺印し申請します。

記

所 在 地	筑前町 番地			
ビル名等				
管 理 人	住 所			
	氏 名		電話	
建 築 物	階建 棟	各戸メーター（予定）の器種及び設置数		
メーター	親 メーター	器種		
	口径 mm	口径 mm 個	口径 mm 個	

様式第5号（第20条関係）

課 長	課長補佐	係 長	係

受 付 印

「 臨 時 」 給 水 契 約 申 込 書

年 月 日

筑前町長 様

住 所
 使 用 者 ふりがな
 氏 名
 (電話)

住 所
 給 水 装 置 所 有 者 ふりがな
 氏 名
 (電話)

下記のとおり一時的に水道を使用したいので、承認下さるよう給水契約の申込みをします。

なお、給水装置のメーター及びメーターボックスは常時検針できるよう管理し、亡失若しくはき損したときは実費を、検針できない状態になったときはその移設費を負担します。

記

給 水 装 置 の 所 在 地	筑前町	番地
水 道 使 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
使 用 目 的		

指定給水装置工事事業者名

水 栓 番 号	メーター口径	メーター番号	開 始 指 針
—	φ mm		
終 了 指 針	使 用 数 量	臨 時 給 水 使 用 料 計 算	

様式第 6 号（第20条関係）

代 理 人 届

年 月 日

筑前町長 様

住 所 _____
給水装置 氏 名 _____ ㊞
所 有 者 電 話 (_____)

給水装置所在地	筑前町 番地
水 栓 番 号	—

私の所有する上記給水装置に関し、筑前町水道事業給水条例第15条に規定する代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

代理人	住 所	筑前町 番地
	氏 名	㊞ (電話 _____)

様式第 7 号（第20条関係）

管 理 人 選 定 届

年 月 日

筑前町長 様

代理人	住 所	筑前町 番地
	氏 名	㊞（電話 ）
給水装置所在地		筑前町 番地
水 栓 番 号		—

筑前町水道事業給水条例第16条第 1 項による管理人を上記のとおり選定したので、届け出ます。

給水装置共（有・用）者

届 出 人 氏 名	届 出 人 氏 名
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞

様式第 8 号（第20条関係）

年 月 日

水 道 使 用 中 止 届

筑前町長

様

住 所
ふりがな
 使 用 者 氏 名 ㊟
 電 話 ()

住 所
ふりがな
 給水装置
 所 有 者 氏 名 ㊟
 電 話 ()

年 月 日に水道の使用を中止したいので、承認くださるよう届け出ます。

給水装置の所在地	筑前町	番地
----------	-----	----

(理由)

.....

.....

.....

水 栓 番 号	メーター口径	メーター番号	メーター指示数
—	φ mm		

承 認 期 間	最 高 (3 年)	次回更新日 (1 年)
	年 月 日	年 月 日

様式第 9 号（第20条関係）

年 月 日

水 道 再 使 用 届

筑前町長

様

住 所

使用 者 氏 名 ふ り が な ㊞

電 話 ()

住 所

給水装置 所 有 者 氏 名 ふ り が な ㊞

電 話 ()

年 月 日から再び使用したいので、開栓くださるよう届け出ます。

給水装置の所在地	筑前町	番地
水 道 使 用 中 止 日	年	月 日

水 栓 番 号	メーター口径	メーター番号	メーター指示数	月 日台帳記載
—	φ mm			月 日連絡表作成

年 月 日

筑前町長 様

住 所 _____
ふりがな
 届出者 氏 名 _____ ㊞
 電 話 (_____)

給水装置所有者名義変更届

記

給水装置所在地	筑前町 番地		
水 栓 番 号	—	用 途	一 般・共 用 工 場・その他
メ ー タ ー 口 径	φ mm	メーター番号	
変 更 の 理 由			
異 動 の 期 日	年 月 日		

上記のとおり給水装置を譲り受け、引き続き使用しますので、筑前町水道事業給水条例第19条第2項第1号の規定により届け出ます。なお、給水に関する権利義務は一切譲受人において継承します。

住 所 _____
ふりがな
 譲 受 人 氏 名 _____ ㊞
 電 話 (_____)

住 所 _____
ふりがな
 譲 渡 人 氏 名 _____ ㊞
 電 話 (_____)

年 月 日

筑前町長 様

住 所 _____
 届 出 者 ふりがな _____ 氏 名 _____ ④
 (使用者) 電 話 (_____)

給 水 装 置 使 用 者 届

記

給水装置所在地	筑前町 番地		
水 栓 番 号	—	用 途	一 般・共 用 工 場・その他
メ ー タ ー 口 径	φ _____ mm	メーター番号	
理 由	転入 ・ その他 (_____)		
給水開始予定日	年 月 日		

上記のとおり給水装置を引き続き使用しますので、筑前町水道事業給水条例第19条第2項第1号の規定により届け出ます。なお、給水に関する権利義務は一切新使用人において継承します。

様式第12号（第20条関係）

水道使用廃止届

年 月 日

筑前町長 殿

住 所
 使 用 者 ふりがな
 氏 名
 (電話)

住 所
 給 水 装 置 者 ふりがな
 所 有 者 氏 名
 (電話)

年 月 日に水道の使用を廃止したいので届け出ます。

給水装置の所在地	筑前町	番地
----------	-----	----

水 栓 番 号	メーター口径	メーター番号	メーター指示数
—	φ mm		

上記の撤去工事を 年 月 日に完了しました。

指定給水装置工事事業者名

上記事項を確認する。筑前町上下水道課職員

※ 添付書類・・・写真

※ 指定給水装置工事事業者は、給水装置の撤去工事後、速やかにメーターを清掃の上、廃止届とあわせて筑前町上下水道課へ返戻すること。